

中国地方知事会新型コロナウイルス感染症対策本部行動宣言

～新型コロナウイルスの感染拡大防止と社会経済活動の回復の両立を目指して～

令和2年5月14日、中国5県は、新型コロナウイルス感染症対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が解除されたが、有効なワクチンや治療薬が開発され、普及するまでは、引き続き、この感染症を前提とした対策が必要と考えられる。

今後、第2波、第3波の感染拡大が起こり、再び緊急事態宣言が発出されるような事態は回避しなければならない。そして、県民の日常生活における感染拡大に対する不安から、経済・社会活動の萎縮が続くような状況も避けなければならない。

ウイルスを抑え込みながら、一日も早く中国地方の県民が安心して社会経済活動を回復させることできるよう、中国地方5県は、次のとおり行動することを宣言する。

記

1 安心な検査・医療体制の提供

我々は、医療崩壊回避・クラスター対策を徹底していくとともに、県民が安心して社会経済活動を回復できるよう、検査体制の拡充や陽性患者とその接触者の調査の徹底、病床及び軽症者等を受け入れる施設の確保、適切な治療を行うための体制を強化します。そして、クラスターが発生したときにも、他の県が迅速に支援するなど、5県が連携し、感染を囲い込み、医療崩壊を防ぎます。

2 経済・社会活動の維持・回復に係る取組での連携

我々は、企業等の事業継続や雇用の維持を全力で支援します。

今後、関係する事業者と共に、ガイドラインなど新型コロナウイルス感染症対策を整えるとともに、本格的なV字回復フェーズにおいては、観光・飲食・イベントなどへの誘客等の取組で中国5県が連携し、中国圏域経済の早期回復を目指します。

令和2年5月27日

中國地方知事会

鳥取県知事	平井	治也
島根県知事	丸山	太彦
岡山県知事	伊原木	政嗣
広島県知事	湯崎	
山口県知事	村岡	